

鳥取市長選挙は4月11日（日）です

問い合わせ先 市選挙管理委員会（福祉文化会館内）☎（0857）20-3386

投票は、4月11日（日）の7:00～20:00です。投票所入場券を郵送しますので、記載された投票所で、投票してください。

※一部の投票所で、終了時刻が繰り上がりますので、投票所入場券で確認してください。

投票できる人（選挙人名簿登録者）

平成2年4月12日以前に生まれ、4月3日現在で3カ月以上本市内に住んでおり（1月3日以前に転入届を行っていること）、引き続き居住する人

【鳥取市外に転出】

4月10日までに本市から他の市町村に転出した人は投票できません（転出先でもできません）。ただし、転出日以前に期日前投票所で投票した場合は、有効になります。

【鳥取市の中で転居】

本市の選挙人名簿に登録されており、3月19日までに本市内で転居し、転居届を行った場合、新しい住所での投票所で投票できます。3月20日以降に転居届を行った場合は、転居前の住所地の投票所で投票してください。

投票所入場券ははがきでお送りします

投票所入場券は、はがき1枚に3人分の入場券を印刷

します。切り離し、ご自分のお名前が印刷された入場券をお持ちのうえ、投票所にお越しください。

なお、入場券が届かなかったり、紛失したりした場合でも、選挙人名簿に登録されている人は投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

代理投票・点字投票ができます

体に障がいがあるなどの理由で、自分で投票用紙に書けない場合、係員が代筆します。また、点字による投票も可能です。投票所の係員に申し出てください。

選挙公報をご覧ください

4月9日までにみなさんのお宅にお届けする予定ですが、早めにご覧になりたい人は4月6日以降に以下の配置場所にお越しください。

- 市役所本庁舎 ●駅南庁舎 ●福祉文化会館3階
- 各総合支所 ●用瀬地区保健センター

【音読テープあります】

目の不自由な人のために、選挙公報の音読カセットテープを作成します。ご希望の人は、市選挙管理委員会に申し出てください（☎（0857）20-3386）。

投票日に投票所で投票できない人は

投票日に投票できない人は、期日前投票を

投票日に仕事、旅行、歩行困難などで投票所に行くことができない人は、期日前投票ができます。すでに投票所入場券が届いている場合は、お持ちください。

※印鑑不要。法令の規定により、期日前投票所で宣誓書への署名をお願いします。

とき 4月5日（月）～10日（土）8:30～20:00

ところ 福祉文化会館、各総合支所（用瀬地域は用瀬地区保健センター）※どの期日前投票所でも投票ができます。



病院、老人ホームでの不在者投票

不在者投票の指定を受けている病院、老人ホームなどの施設に入院・入所している人は、その施設で不在者投票することができます。詳しくは、それぞれの施設におたずねください。

本市の外での不在者投票

投票日に出張や旅行など（転出を除く）で市外に滞在していて投票所に行けない場合は、滞在地の選挙管理委員会で不在者投票ができます（期日前投票と同じ期間）。

あらかじめ早めに鳥取市選挙管理委員会へ投票用紙などを請求してください（告示前、3月でも可）。

郵便による自宅からの不在者投票

以下の要件に該当する人は、鳥取市選挙管理委員会に申請いただければ、郵便等投票証明書を交付します。交付を受けた人は、4月7日（水）までに鳥取市選挙管理委員会に請求いただければ、郵便により不在者投票を行うことができます。

①身体障害者手帳の交付を受けている人

▷両下肢、体幹、移動機能の1、2級の人▷心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の1、3級の人▷免疫障害の1～3級の人

②戦傷病者手帳の交付を受けている人

▷両下肢、体幹の特別～第2項症の人▷心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の特別～第3項症の人

③介護保険の被保険者証の交付を受けている人

▷要介護度5の人

※4月1日から①肝臓の1～3級、②肝臓の特別～第3項症の人が追加されます。

【郵便投票の代理記載】

上記郵便投票の要件を満たす人で、以下のいずれかに該当する人は、あらかじめ鳥取市選挙管理委員会に届け出た人に投票用紙に代理記載してもらうことができます。

①身体障害者手帳の交付を受けている人

▷上肢または視覚の障害が1級の人

②戦傷病者手帳の交付を受けている人

▷上肢または視覚の障害が特別～第2項症の人

祝日のごみ収集（鳥取地域）

問い合わせ先 市役所本庁舎生活環境課 TEL (0857) 20-3217

祝日のごみ収集日にあたる地区は、ごみ収集のスケジュールが変更になります。

月日	可燃ごみ	古紙類	ペットボトル	プラスチックごみ	食品トレー・資源ごみ・小型破砕ごみ
3月22日（月・振） 春分の日の振替休日	収集します		24日（水）に振り替えて収集します		お休みします

- ※ごみは必ず朝8時までに出してください。
- ※防鳥ネットを希望の際は、数に限りがあるため、お早めにお申し込みください。
- ※新市域については総合支所だよりをご覧ください。各総合支所市民福祉課（TEL 16 ページ）までお問い合わせください。

乾電池・蛍光灯の収集【4月の第1週】

他のごみと区別し、それぞれ別の透明または半透明な袋などに入れ、4月1日（木）～7日（水）の小型破砕ごみの収集日（鳥取地域）にごみステーションに出してください。蛍光灯は購入時のケースに入れるなど、壊れないようにしてください。

神谷清掃工場の排ガスは安全です

問い合わせ先 市役所本庁舎生活環境課 TEL (0857) 20-3217

本市の可燃物を焼却処理している神谷清掃工場の、排ガス中に含まれるダイオキシンなどの有毒物質の濃度を調査しました。その結果、法律に定められた排出基準を大幅に下回り、安全が確認されました。

<単位の意味>

ng（ナノグラム）：10億分の1グラム

mg（ミリグラム）：千分の1グラム

TEQ（ティーイーキュー）：毒性等量。ダイオキシン類にはさまざまな種類があるため、それぞれの毒性の強さを換算した係数による毒性を足し合わせた値。

m³N（ノルマル立方メートル）：摂氏0度、1気圧の状態に換算した気体の体積

調査項目	ダイオキシン類 (ng-TEQ / m ³ N)	ばいじん 煤塵 (g / m ³ N)	窒素酸化物 (ppm / m ³ N)	硫黄酸化物 (m ³ N/h)	塩化水素 (mg / m ³ N)
排出基準	1 以下	0.08 以下	250 以下	97.9 以下	700 以下
測定値	0.203	0.004	105.8	0.57	116.0

鳥取マラソン2010の交通規制

問い合わせ先 「鳥取マラソン」実行委員会事務局（新日本海新聞社内）
TEL (0857) 21-2885

鳥取マラソン2010の開催に伴い、マラソンコースとなる道路の交通規制を行います。大会の円滑な開催のため、ご協力をお願いします。

開催日 3月21日（日・祝）

交通規制区間およびう回路 右図のとおり

交通規制の時間帯 9:00～15:00 ※大会の進行に従って、順次規制を解除します。

路線バス 交通規制中は、交通渋滞のために運行の遅延が予想されます。ご了承ください。

注意事項

- マラソンコースとなる道路は、混雑が予想されます。う回路をご利用ください。
- マラソンコース内での駐停車はご遠慮ください。
- 交通規制・う回路については、現場の警察官・警備員の指示に従ってください。
- 選手の走行中は、道路の横断ができません。
- ※湖山池周辺は、特に渋滞が予想されます。

